

喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金申請受付について

I 給付金の概要

1 趣旨

エネルギー価格及び物価高騰の影響を大きく受けている村内事業者に対して、事業支援のため、喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給します。

2 給付金額

個人・法人問わず事業主 1 名＋従業員数（令和 7 年 1 月 1 日現在における雇用保険被保険者数）× 1 万円を支給します。

※ 上限 50 万円

※一事業者につき 1 回限り

II 給付対象者

以下の項目すべてを満たす村内の法人又は個人事業主

- ☐ 令和 7 年 1 月 1 日時点で村内に主たる事業所又は従たる事業所を有する法人又は個人事業主で、今後も事業を継続する意思のある者
- ☐ 村税の滞納その他村に対する債務不履行がない者
- ☐ 喬木村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと

III 申請手続き等

1 提出書類

- ①-1 喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金交付申請書（様式第 1 号）
- ①-2 同意書・誓約書（様式第 1 号【裏面】）
- ② 村税を滞納していないことを証明する書類
 - ※ ①-2 に同意する場合は提出不要
- ③ 令和 7 年 1 月 1 日時点の雇用保険が適用される従業員数確認できる書類の写し
- ④ 給付金の振込希望口座の通帳等の写し
- ⑤ 村内で事業を営んでいることが確認できる書類
 - ア. 法人の場合
 - ・ 法人登記簿謄本

- ・確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一及び別表二）の写し
- イ． 個人事業者の場合 確定申告書第一表及び第二表の写し

※ 令和５年度「喬木村商工業者価格高騰対策支援給付金」を申請した事業所で、法人登記簿情報等に変更がない場合は省略可能

⑥ その他村長が必要と認める書類

提出いただいた申請書類等の返却はいたしません。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますのでご承知おきください。

2 申請書類の入手方法

- ☐ 喬木村役場ホームページからダウンロード

<https://www.vill.takagi.lg.jp/doc/2024122300013/>

※ダウンロードできない場合は、喬木村役場産業振興課商工観光係の受付窓口までお越しください。

3 受付期間

- ☐ 令和７年１月６日（月）から令和７年２月２８日（金）まで

4 給付金に関する問い合わせ先

- ☐ 喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金に関する問い合わせ
喬木村役場 産業振興課 商工観光係
電話番号：33-5126（直通）

5 通知

- ☐ 審査の結果、給付金の支給が決定したときは、喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（様式第２号）を発送します。また、給付金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

6 給付金の支払

- ☐ 村において、申請書類等を受領後、内容を審査の上、申請内容が適正であると確認したときは給付金をお支払いします。

V その他

- 1 給付金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金交付要綱の規定に基づき、給付金の返還が生じる場合があります。
- 2 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等することがあります。